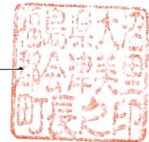


会津美里町普通財産売却公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 8 日

会津美里町長 杉山 純一



会津美里町普通財産売却公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 会津美里町普通財産売却に係る公募型プロポーザル方式による受注候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施概要、審査基準及び審査方法に関すること。
- (2) プロポーザルの審査及び受注候補者の選定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの実施について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査委員会の委員は 6 名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 政策財政課長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。ただし、委員がやむを得ず出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、自らの所属の職員を代理出席させることができる。
- 3 会議において議決を行う場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平・公正に審査を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年7月8日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、当該プロポーザルに係る業務の契約の締結の日をもって、その効力を失う。